税の申告相談

令和３年度の税の申告相談（令和２年１月１日～令和２年１２月３１日分所得）を実施します。申告の案内が届いた方は、できるだけ決められた日時に申告に来てください（左の表のとおり）。当日来られない方や案内が届かなくても申告が必要な方は、次の期間中に申告を受け付けます。

【申告会場】
市役所本庁舎市民ホール・香北支所・物部支所

【申告会場の開設期間】
２月１６日（火）～３月１５日（月）
９時～１１時３０分・１３時～１６時３０分

※土日祝を除く。ただし、2月20日（土）と3月6日（土）は市役所本庁舎で受付。
※2月22日（月）と3月8日（月）は、本庁舎での受付時間を17時30分まで延長します。
毎年市役所での相談は大変混み合います。受付時間内であっても一定人数を超えた場合は、日時を改めて来庁いただくことがありますのでご了承ください。

■問い合わせ先
税務収納課市民税班
☎５２−９２９２

還付等の申告を事前に受け付けます

混雑緩和のため、今年度は２月１日から次に該当する方の申告を受け付けます。（土日を除く）
・給与や年金のみの収入で、確定申告することにより源泉徴収税額の還付が受けられる方
・収入のない方
【受付場所】市役所本庁舎のみ
【受付時間】9時～11時30分、13時～16時30分

住民税の申告が必要な方

令和３年１月１日現在、香美市に住所または居所を有する方は、香美市へ住民税の申告が必要です。**※次のいずれかに該当する方を除く。**
①税務署に所得税の確定申告書（令和２年分）を提出される方
②給与所得のみの方で、勤務先から香美市へ給与支払報告書の提出がある方（提出の有無は勤務先へご確認ください）
③公的年金等に係る所得のみの方
※②・③の方について、各種控除の適用を受けようとする方は申告が必要です。
◆確定申告の必要がない次の①②のような方も、住民税の申告は必要です。
①公的年金等の収入が４００万円以下で、それ以外に、２０万円以下の所得金額がある方
②給与所得者で、給与所得や退職所得以外に、２０万円以下の所得金額がある方など
◆市・県民税は、ひとり親控除・か婦控除の判定や非課税限度額の算定等のため、年少扶養親族（１６歳未満）を含めた全ての扶養親族の数が必要です。年少扶養親族の申告漏れがあると、税額が増える場合もあります。

不動産を売却された方へ

税の扶養親族の判断や、国民健康保険税の算定などに関係する場合がありますので、交換や収用等で所得税が非課税の場合や、譲渡した金額が少額の場合であっても、必ず申告をお願いします。

事業所得を有する方へ

事業所得（自営業・農業など）を有する方は、事前に収入や経費（領収書等）を整理し、収支内訳書の作成をお願いします。
※収支内訳書は税務収納課市民税班窓口や国税庁ホームページからダウンロードできます。

事業主の皆さんへ

給与支払報告書の提出

提出期限 2月1日(月)

令和２年1月1日～令和２年12月31日中に給与、賞与等の支払いをした事業所は、受給者が令和３年１月１日現在で居住している市町村に、給与支払報告書を提出してください。原則、パート・アルバイト等を含む全ての従業員から住民税の特別徴収(天引き)をする必要があります。

【土佐山田町】会場：本庁舎

月　日	対象地域
２月１７日（水）	宮前町・前山
２月１８日（木）	北本町上１・北本町
２月１９日（金）	仁井田・佐野
２月２０日（土）	百石町・東本町 西本町・秦山町 片地地区
２月２４日（水）	大平・本村 有谷・佐竹・中後入 西後入・大後入
２月２５日（木）	神通寺・京田・立石
２月２６日（金）	松本・岩次 県住・古町 黒土
３月２日（火）	談東・内田 中央・談中 談西
３月３日（水）	平田・中村・伏原
３月４日（木）	予岳・油石・前行
３月５日（金）	植・大法寺
３月６日（土）	明治・宝町・ 旭町・北組西 中組・南組
３月９日（火）	久次
３月１０日（水）	上改田・須江 新改・入野
３月１１日（木）	曽我部川・平山 東川
３月１２日（金）	栄町・繁藤地区

【香北町】会場：香北支所

月　日	対象地域
２月１６日（火）	永瀬・蕨野 白石・根須
２月１７日（水）	吉野・小川・大谷 佐敷・久保川
２月１８日（木）	韮生野①
２月１９日（金）	韮生野②
２月２２日（月）	上町・住宅
２月２４日（水）	泉町・本町・新田
２月２５日（木）	本田
２月２６日（金）	下野尻
３月１日（月）	太郎丸・南岩改
３月２日（火）	北岩改・萩野・橋川野 白川上・白川下
３月３日（水）	五百蔵
３月４日（木）	有川・有瀬・西峯・河野 川ノ内・日ノ御子
３月５日（金）	谷相・中谷・横谷
３月８日（月）	朴ノ木・永野①
３月９日（火）	永野②・白寿荘 大井平・大束・梅久保
３月１０日（水）	清爪・猪野々①
３月１１日（木）	猪野々②
３月１２日（金）	香北町全域

【物部町】会場：物部支所

月　日	対象地域
２月１９日（金）	庄谷相・拓・頓定 浦山・中津尾
２月２２日（月）	山崎・小浜・押谷
２月２４日（水）	根木屋・岡ノ内・桑ノ川 別役・市宇・別府
２月２６日（金）	久保・大西・南池・中上 笹上・笹下・五王堂 黒代・安丸
３月１日（月）	神池・楮佐古 平井・立花
３月３日（水）	大栃①・影仙頭 小川・日の地
３月５日（金）	大栃②・中谷川
３月８日（月）	大栃③・吹越・間々
３月１０日（水）	物部町全域

※申告書にマイナンバーの記載が必要となり、個人情報保護のため、地区を巡回する税の申告相談は行っていません。

◆申告には**マイナンバー**の記載が必要です。申告書提出の際には、『マイナンバーカード』もしくは、『マイナンバー通知カード＋運転免許証などの身元確認書類』を持参してください。
◆**分離所得**（譲渡・株式等）の申告をする方で確定申告となる方は、なるべく税務署で申告してください。
◆**医療費控除**の申告は事前に領収書の整理や計算をして、『医療費控除の明細書』の作成をお願いします。**※明細書は税務収納課市民税班窓口や国税庁ホームページからダウンロードできます。**

来庁時の注意点

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために次の点に注意し来庁してください。
◆マスクを着用してください。申告中も着用していただくようにお願いします。
◆手指のアルコール消毒をお願いします。
◆検温をさせていただき、体温の高い場合には日を改めていただく場合があります。体調がすぐれない場合には来庁をお控えください。